

第7回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時 平成22年2月4日(木) 15時～16時50分

2 場 所 大阪市役所 P1(屋上階)会議室

3 出席者 (委員) 阪井委員長、細見副委員長、松下委員
(大阪市) 京極市民局長、森田市民局理事、山田健康福祉局理事兼生活福祉部長、
山本市民局市民部長、林市民局人権室長、岡田教育委員会事務局総務部長
ほか

4 議 題

- (1) 地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況について
- (2) 高校・大学奨学金について

5 議事要旨

委員会の公開・非公開の決定

今回の議事にあたっては、来年度予算案に関しての報告・説明が必要であり、大阪市が来年度予算案を公表していない段階での本日の委員会は非公開とする。ただし、議事概要については公開する。

(1) 地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況について

資料1・資料2に基づき、市側から、前年度から残っていた課題についての今年度の見直し進捗状況について説明

- ・「高校・大学奨学金」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等の土地・建物の有償化」については、今年度中に処理方策を確定させる。
- ・それ以外の項目については、見直し方針で定めた内容に関しては、概ね見直しを完了したと考えている。
- ・共同浴場については、土地等の有償化に向け、財産運用委員会等における有識者の意見を踏まえながら基本的条件の整理を行い、法人化された運営主体に対して共同浴場の運営に用途を指定して売却又は賃貸することとし、年度内に集約し有償化を進める。

○委員からの主な意見等は次のとおり

- ・今後、見直した方向に基づき処理をしていく過程においても、透明性をしっかりと確保されたい。
- ・未利用地を売却するにあたって、何か問題となることはないのか。
- ・共同浴場の有償化に際しての随意契約や賃料の減免適用などは基準との整合性や透明性の確保に留意してもらいたい。
- ・共同浴場については、有償化によって運営を継続できるのか、有償化できるのかということが懸念されるが、見通しをどのように考えているのか。
- ・これまでに整理統合や「補助金等のあり方に関するガイドライン」を適用して見直した事業についても、同種の事業が実施されていないか、あるいは費用対効果といった観点から、今

後とも絶えず見直していったほしい。

- ・見直し内容については、概ね了解。

○市からの主な回答は次のとおり

- ・継続した取り組みが必要なものについては、今後とも進捗状況を公表し、透明性を確保していく。
- ・未利用地のうち、処分検討地については、境界確定等、土地の商品化ができれば、売却できるものと考えている。事業予定地については、国の補助金が入っているものがあり、今後、国との協議が必要である。
- ・共同浴場の運営を取り巻く社会的環境は非常に厳しいものがあるが、本市の施策で整備してきた共同浴場として、できる限りその機能を維持させたいと考えている。
- ・共同浴場の運営をめぐる状況は地域の状況等により様々であるが、運営を断念せざるを得ない場合や浴場としての機能を停止せざるを得ない場合が生じることも考えられ、丁寧に対応していきたい。

(2) 高校・大学奨学金について

資料3に基づき、市側から、高校・大学奨学金の債権処理方策の方向性について説明

- ・これまでの経過や課題等について説明した後、処理方策の方向性について、第1案～第4案のそれぞれの考え方を説明。
- ・いずれの案にも一長一短があるが、これまでのリーガルチェックにおいて判例に基づく京都市の実例に準拠した第2案が本市にとっても妥当ではないかという意見もある。

○委員からの主な意見等は次のとおり

- ・全額債務免除とすることは市民の理解を得られないであろう。
- ・貸付金である以上、返済を求めることが原則ではあるが、第1案の場合、法的な観点だけでなく、多数の借受者に対して長期にわたる回収事務を継続しなければならず、回収が容易でないものも多いと考えられることから、それに要する職員配置など考えると、費用対効果という観点からも、いかがなものか。
- ・処理方策の策定にあたっては、これまで実質免除としてきた借受者に対して返済を求めることは借受者にとって予測外の不利益となること、さらに行政の効率性などを総合的に勘案する必要がある。
- ・各委員とも第2案が妥当。
- ・処理方策の検討過程を明確にするとともに、市としての反省や責任を明確にした上で処理方策を策定しないと、本当の意味で説明責任を果たしたとは言えず、市民の理解は得られない。
- ・第2案で進めるとしても、混乱や問題がおこらないよう弁護士と相談しながら進めて欲しい。

○本市の今後の対応は次のとおり

- ・これまでの検討や本委員会の意見を踏まえ第2案を処理方策の基本的な方向性とし、市会での議論を経て、今年度中に処理方策の方向性を確定する。

6 会議資料

- (1) 資料1 21年度に見直しを完了する事業等
- (2) 資料2 地対財特法期限後の事業等の見直しの結果(案)
- (3) 資料3 高校・大学奨学金の債権処理方策の方向性について

7 問い合わせ先

大阪市市民局総務担当

電話 : 06-6208-7315

FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp